

長岡市告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定に基づき、告示します。

令和6年4月15日

長岡市長 磯田 達伸

1 委託業務の内容

中学校グラウンドナイター使用料徴収業務

2 委託を必要とする理由

市の中心地に立地している市民体育館で徴収事務を行うことで、利用者の利便性を図り、当該体育館の指定管理者である株式会社山崎組に委託することで、徴収事務を合理的に行えるため

3 委託先

長岡市殿町1丁目5番地6

株式会社 山崎組

代表取締役社長 高田 守

4 委託期間

令和6年4月15日から同年10月31日まで